

豊前市告示第5号

コンビニ交付サービスにおける証明書交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき次のとおり手数料事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月14日

豊前市長 後藤 元秀

1 収納の事務を委託した者

名称：地方公共団体情報システム機構

所在地：東京都千代田区一番町25番地

2 委託した事務の範囲

コンビニ交付サービスを利用して支払われる証明書交付手数料(1通300円)の収納事務

3 委託した期間

令和4年2月22日から委託契約終了日まで

4 収納の方法

コンビニ交付サービス利用による収納